

目からうろこ

私は三〇代後半に医師から「貴方、このままではいつ死んでもおかしくないですよ!」と言われました。当時、私は体重九〇キロ、若い社員たちと一緒に仕事に飛び歩いていました。原因は血圧と糖尿です。上が二〇〇、下が一〇〇を超え、血糖値も二〇〇に近く、体に罰が下ったのです。それから塩分は控えめ、甘い物禁止、酒は程々。



家族の協力もあり体質改善に努めました!

そんな生活を試みて三ヶ月……九〇キロあった体重も七五キロになり、一見減量成功のようでしたが、急激なダイエットで肌もくすみ、お腹もカーテンのようなドレープの皺となり健康的な状況ではありませんでした。

あれから三〇年、それなりに努力をして、血圧や血糖値もかなり低くなりました。ところが、先日「塩分の取り過ぎは必ずしも毒とは言えない」と血圧のことが載っている本を読み「高血圧に塩分は禁物!」と思っていた私は、目からうろこ!塩分を多く摂り過ぎると、脳出血などの病気に罹りやす

第7期 葬儀知識基礎講座&検定 好評のうち無事に終了!

二〇一七年四月九日(日)午前九一〇時より第七期「葬儀知識基礎講座&検定」が世田谷区の玉川総合支所(等々力駅前)にて一日(ワンデイ講座)の開催でした。当日は、朝からの冷たい雨にもかかわらずキャンセルも無く多くの方に受講していただきました。一日の長丁場での講座開催でしたが、受講生の皆様は最後まで受講してくださいました。残されたご家族が困



らないための準備や失敗しないためのアドバイスなどになるお話が聞けた、葬儀に対する考え方が変わったと大好評。ご参加下さいました受講生の皆様、本当にありがとうございました。次回は秋に開催予定。決まりましたらホームページでご案内します。

いざというときに困らないために
事前相談をお勧めします

お近くの組合員をご紹介します
ホームページもご覧ください
<http://yamate.or.jp>

地域密着で68年!信頼と実績の山手葬祭協同組合
事務局 TEL. 03-3302-1710

保存版

Vol.007

●発行日 / 2017.8.15


<http://www.yamate.or.jp/>

地域密着で68年!信頼と実績の山手葬祭協同組合がお届けするお役立ち情報

Palette [パレット]

●発行者: 山手葬祭協同組合 〒156-0057 東京都世田谷区上北沢4-33-3 TEL. 03-3302-1710


<http://yamate.or.jp>

2面

量子論と仏教

弁護士 渡辺清朗先生の法律コラム 遺産分割の実際の手続について

3面

葬儀ワンポイントアドバイス その7 直葬の落とし穴

ピッパラの樹の下で

税理士 高橋裕義先生の税務コラム 相続の期限は十ヶ月……?



4面

杉田伊紗武のひとりごと「目からうろこ」

第7期 葬儀知識基礎講座&検定/開催報告
大好評のうち無事に終了しました!

公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社様 主催 <初級編・one day講座>



お葬式のこと知っておこう勉強会 開催

受講料無料
参加申込み
受付中

人気講座

<初級編・one day講座>

お葬式のこと知っておこう勉強会

知っているようで知らない葬儀のこと、
聞くに聞きづらい葬儀のこと、
段取り、費用、準備することなど
具体的にたった1日で疑問解決、不安解消できる講座です。
受講料は無料です!この機会に是非ご参加ください!

参加申込み
受付中

日程 10月14日(土) 13:15~16:30

会場 渋谷区勤労福祉会館2階

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-19-8
●JR線 渋谷駅(中央口)から徒歩8分
●東京メトロ半蔵門線・銀座線・副都心線
渋谷駅(7出口)から徒歩8分

定員 先着30名

(定員になり次第メーカらせて頂きます。)

●カリキュラム

第1講座 13:30~14:20	送ることの大切さ、葬儀の考え方
第2講座 14:30~15:20	葬儀の基本的な流れを知っておこう
第3講座 15:30~16:20	失敗しないためのアドバイス

※講座終了後、30分程度「個別相談」のお時間を設けております。
ご活用下さい。

お問い合わせ・お申込は……

公益社団法人 渋谷区勤労者福祉公社

TEL.03-3780-0878

8:30~17:00
月曜~土曜/日曜・祝日は休み

山手葬祭協同組合事務局でも受付しております。TEL: 03-3302-1710

共催/地域密着で68年!信頼と実績の山手葬祭協同組合

量子論と仏教

人は「この世」に生をうけ、例外なく必ず死が訪れます。これは誰にでも平等に持つ宿命です。

前号でもお話ししましたが「事前相談」とは、その時に葬儀への「不安や疑問等を解決しておく、法律の分野でも紛争やトラブルが起きる前に、それを回避するための法的な措置を施しておくことが大事だとお話しさせていただきました。それでは「死」とは何かを考えてみましょう。

皆さんは「死」というものを考えるとき「死後の世界」や「あの世」についても考え、そもそも存在するものなのか？と思索することでしょう。でも誰もその答えを知らないし、答えが存在するかどうか、確かめようがないのです。

量子物理学者のロバート・ランザ博士が述べた「死後の世界も存在するといえるだろう」という発言が、話題を集めました。「この世にあるものは全て人間が認識し決定してきたもの」つまり「この世の中を作っているのは人間の認識(意識である)」。これは、量子物理学が導き出したひとつの結論です。現実であるかの様に見える

ているこの世界は全て、自分の認識が創り上げたもの。自分という観察者がいて、物体や事象は初めて存在をあらわにする。いわば、今ここに在る空間と時間は単なる人間の意識構造物にすぎない。ならば「死後の世界がある」と想像する、それだけで、死後の世界の存在が示されるのです。これが今回、ランザ博士が出した結論で、無論これは精神論でもなんでもなく、科学的根拠に基づいた確かな考え方とことです。

このような量子論を証明すべくランザ博士が挙げたのが「二重スリットの実験」というものです。同実験によって一体なにが示されるかというところ、それまで規則性等ないかのように動いていた粒子が、観測者の視点が加わった途端、それまで全く見えなかった一定の規則性を見せた」というものです。要は光は粒子でもあり波でもあって、また素粒子のように限りなく微小(無)は有限の大きさの波を持っている。ってことは…無い様に見える？実際は存在したの？なんて老いるの？時間って何？それでは「死」は？色々疑問が出てきます。

普段健康で幸せな時は「無」であるのに、「家族」「人生」という

ような観察者の事象視点が加わった時に「この世」という強大な認識(意識が現れるのかもしれない)そんな。その認識(意識)を理解すると老いの恐怖、病の恐怖、別れ(死)等の恐怖が認識されるのではないのでしょうか。

近代量子学から見た「この世」の本質は、古代仏教と大きく波長を合わせているように思います。

例えば般若心経。「色即是空 空即是色」この世の森羅万象の源は「空」であり、「空」から万物は創生され、再び「空」に還る。これは前述した「無」(真空)から観察者が認識し物質を生じ、また空間に還元させると同じ概念で、すでに古代仏教は現代物理学の盲点を指摘していた様に思い、また量子力学と仏教の共通点の多いことに改めて驚きます。現在「死」や「病」「愛」や「人生そのもの」等も含め人間が認識した事象を理解し納得するために必要なものとは何か。

意外と近くに存在していた仏教を今一步深く探求してみるのも視野が広がるかもしれませんね。

(記事／豊景晋文)



法律

遺産分割の実際の手続について



弁護士
渡邊清朗

皆さん、こんにちは。

今回は、人が亡くなり、その方(以下「被相続人」と言いま)の遺産が相続人らにどのように相続されるかについて、遺産分割手続の全般的なご説明をしようと思います。

まず、相続人が一人だけの場合、被相続人の遺産はその一人の相続人に承継されます。

何らの遺産分割協議等も必要ありません。

次に、被相続人が遺言を遺していた場合、遺産は遺言書に基づいて相続されます。

相続人間で遺産分割協議をしなくても遺言書があれば、不動産の移転登記手続、預金の解約等が行えます。

相続人が複数いて、遺言書がない場合には、相続人間で遺産分割協議を行い、遺産分割協議書を調印する必要があります。

遺産分割協議書には、被相続人

の遺産をどのように各相続人が取得するかを記載します。

そして、相続人全員が遺産分割協議書に署名・捺印(実印)し、各人の印鑑証明書を添付することになります。

この遺産分割協議書があれば、不動産の移転登記手続、預金の解約等が行えます。

相続人間の遺産分割協議が調わないときは、家庭裁判所に遺産分割の調停申立てをすることになります。

調停により、相続人間の合意ができないときは、自動的に審判手続に移行し、裁判官が審判により遺産の分配を決定します。

近年、遺産分割事件は増加しており、事件の長期化が進んでいきます。遺産分割が紛争とならないためには、やはり遺言を遺しておくことがよろしいようです。



葬儀ワンポイント アドバイス 第07

直葬の落とし穴

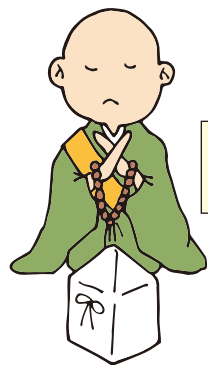
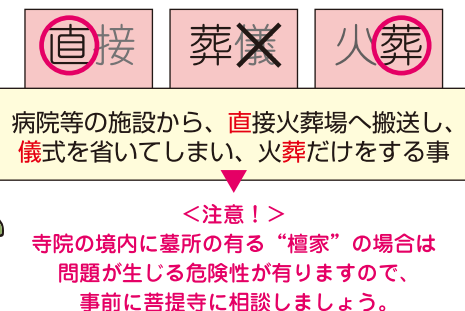
近年メディアでも取り上げるので、皆さんも「直葬」という形式を耳にしたことが有るのではないのでしょうか？

「直接」の「直」に「葬儀」の「葬」と書いて、「ちよくそう」とか「じきそう」と表現されることが多いようですが、儀式部分を省いて火葬だけを行い、いわゆるお骨にするだけの形式がごさいます。費用面の問題なのか、考え方の問題なのかは様々ですが、こういった形式を望まれる方が数年前よりいらっしゃるのは事実です。

ただしここで気を付けねばならない方がいます。小平霊園や多磨霊園といった東京都などの行政が運営している公営の霊園や民営の霊園にお墓をお持ちの方はまず問題が起りませんが、お骨を納めるお墓がお寺の境内墓所の方、つまりお寺の檀家の場合は問題が発生する事が多々あります。

菩提寺の僧侶としてはその亡くなった方をその宗旨の宗教儀礼に基づいて「仏の世界へ導く」という使命や役割を持っていきますから、それを行わないでお骨にだけされてしまうと、その使命・役割

直葬とは……



(記事／清水敬哲)

ピッパラの樹の下で

ゴータマ・ブッダ(お釈迦様)が悟りを開いた「ピッパラの樹の下で」のお話です。「苦しみとその解決法」に、四諦・八正道があります。四諦とは、「苦諦」「集諦」「滅諦」「道諦」の四つの真理のことを言います。この世は苦であり

苦の原因は自己の煩惱によるので煩惱を取り除くことにより苦が消滅する真理をお話になっております。(この苦とはパーリ語の「ドゥッカ」から来ており本来「苦より」「空虚」とか「不満足」の方が適切かもしれません。)苦を消滅させる方法として「八正道」が

ございます。それは、①正見(正しく物事を見る)②正思惟(正しい物事・道理の考え方をする)③正語(正しく言葉を語る)④正業(正しい行いをする)⑤正命(正しい生活を送る)⑥正精進(正しい努力をする)⑦正念(正しい道に思念する)⑧正定(正しい瞑想をする)です。「正しい」とは自己中心のみかたではなく客観的、合理的にみることです。

サンスクリット語の経典は不明のようですが、最後の説法もこの「苦しみとその解決法」であったとのことです。(記事／上原明夫)

税務

相続の期限は十ヶ月……？



税理士
高橋裕義

よく、「相続の期限は十ヶ月」と言われます。これは、申告の期限が十ヶ月以内と定まっております。申告の際には通常、遺産の分け方が決まっている。ということ、そのように言われます。

ところが、これまでお伝えしたように、話し合いが決まらない場合でも、十ヶ月以内に法律上の割合(法定相続分)で遺産を取得したものと仮して仮の申告と納税をすれば、話し合いの決定は十ヶ月を過ぎても問題ありませんし、前回お伝えしたように、わざと十ヶ月過ぎて話し合いをしているようにすることで、遺産の処分等を慎重に判断できます。

遺産分けが十ヶ月過ぎることの主なデメリットは、仮申告の際、小規模宅地の評価減と配偶者の税額軽減措置など、相続税が少なくなる特例措置が受けられないことです。が、所定の届出をすれば、仮申告後三年以内に話し合いを決め

ることで、これらの特例を受けて再申告を行い、払いすぎた相続税は還付されます。言い換えれば、これらの特例措置を受けない(受けられない)場合には、そもそも十ヶ月にこだわる必要はありません。例えば、遺産が預貯金だけの場合には、小規模宅地の評価減は受けられません。相続人が子や孫だけ(配偶者がいない)という場合にも、配偶者の税額軽減措置は受けられません。これらの場合には、仮申告のまま終わらせてしまっても、特例を受けられない状況である以上、仮申告のまま、ずっと話し合いを決めなくても良いのです。

